

# 岡谷市フリースクール等民間施設利用料補助金交付要綱の制定について

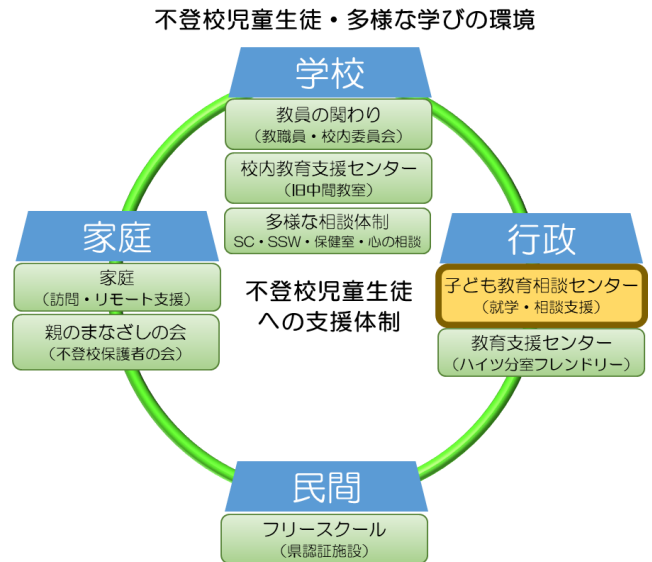
R8.3.9 教育総務課  
(子ども教育相談センター)

## 1. 新要綱制定の概要

不登校児童生徒等への支援について規定する「教育機会確保法」では、学校や行政、フリースクールなど様々な支援者が連携して、社会全体で子どもたちの多様な学びを支援することの重要性が示されており、本市では、右図のとおり、不登校児童生徒等への支援体制を整え、チーム支援を行っています。

令和6年度、「信州型フリースクール認証制度」を創設した長野県は、多様な学びの場を確保するため、フリースクール等民間施設に対して運営費補助を開始しました。併せて、市町村に対しては、当該施設の利用料を負担する保護者への支援を検討するよう要請がありました。

以上のことから、本市では、当該保護者の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒等の学校外の多様な学びの保障を図る補助金を交付するための要綱を制定することといたしました。



## 2. 新要綱の主なポイント

補助対象者・要件（第2条・第3条関係）

- ①岡谷市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の就学援助受給者
- ②本市の不登校児童生徒の成績評価及び出席等の取り扱いに関する指針に基づき、不登校児童生徒等が、県認証のフリースクール等民間施設において、学校長が出席扱いと認める学習等を行っていること。

補助対象経費（第4条関係）

保護者等が負担した利用料（入会金、交通費、教材費等は含まない）

補助金の額（第5条関係）

県認証のフリースクール等民間施設を利用する児童生徒1人につき、各月の補助対象経費の2分の1（上限1万円/月）

## 3. 施行日 令和8年4月1日

岡谷市教育委員会告示第 号

岡谷市フリースクール等利用料補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

岡谷市教育委員会  
教育長 宮坂 享

岡谷市フリースクール等利用料補助金交付要綱

別紙のとおり。

## 岡谷市フリースクール等利用料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）に基づき、不登校児童生徒が多様な学びの場としてフリースクール等を利用するために要する費用の一部を支援し、当該児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童生徒 岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める不登校児童生徒の成績評価及び出席等の取り扱いに関する指針に基づき、利用するフリースクール等において、在籍校の校長が出席扱いと認める学習等を行う不登校児童生徒をいう。
- (2) 保護者 対象児童生徒の父若しくは母又は対象児童生徒が利用しているフリースクール等に第4条に規定する経費を納入している者をいう。
- (3) フリースクール等 不登校児童生徒が利用する民間施設のうち、長野県が定める信州型フリースクール認証制度実施要綱により認証を受けている民間施設をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保護者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 岡谷市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成4年岡谷市教育委員会告示第1号）の規定により就学援助を受けている者
- (3) 市税等を滞納していない者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第6条の交付申請に係る日の属する年度において、対象児童生徒がフリースクール等を利用するた

めに補助対象者が負担した利用料（フリースクール等が利用者から徴収する費用をいい、入会金、交通費、教材費その他市長が別に定める費用を除く。以下同じ。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象児童生徒1人につき、各月分の補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、その上限額は1月当たり10,000円、1年当たり120,000円とする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡谷市フリースクール等利用料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他補助対象者が納入したフリースクール等の利用料の額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期限は、次に掲げる日までとする。

- (1) 4月分から9月分までの利用料 10月20日
- (2) 10月分から翌年の3月分までの利用料 翌年の4月10日

（交付決定等）

第7条 教育委員会は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、及び確定し（以下「交付決定等」という。）、岡谷市フリースクール等利用料補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（規則の準用）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続等については、規則に定めるところによる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 岡谷市フリースクール等利用料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

岡谷市長 様

申請者 住所  
氏名（自署）  
電話番号

岡谷市フリースクール等民間施設利用料補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

また、同要綱第7条の交付決定等に必要な情報（児童生徒及び保護者に係る住民基本台帳の記録、市税や国民健康保険税の納付状況、岡谷市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱に基づく就学援助並びに生活保護の認定状況、フリースクールでの活動や在籍校での出席扱いの状況等）について、市職員が確認及び調査することに同意します。

## 1 申請内容

児童生徒	氏名		生年月日	年 月 日	
	在籍校	学校 第 学年			
フリースクール名					
補助対象経費 (納付利用料)	期 間	第1期（4月から9月） ・ 第2期（10月から翌年3月）			
	支払額	( ) 月分	円	( ) 月分	円
		( ) 月分	円	( ) 月分	円
		( ) 月分	円	( ) 月分	円
補助金申請額（合計）※		円			

※補助金の額は、児童生徒1人につき、各月分の補助対象経費の2分の1以内の額とし、1月当たり10,000円を上限とする。

## 2 請求内容

交付決定を受けた場合は、交付決定額を請求します。

振込口座	金融機関名		本店・支店 出張所			
	フリガナ		預金種目	普通 ・ 当座		
	口座名義人		口座番号			

## 3 添付書類

- (1) 領収書その他補助対象者が納入したフリースクールの利用料の額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

岡谷市指令第 号

年 月 日

様

岡谷市長

印

## 岡谷市フリースクール等利用料補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請及び請求のあった岡谷市フリースクール等利用料補助金について、次のとおり決定及び確定しましたので、岡谷市フリースクール等利用料補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

交付の可否	可 ・ 不可
交付決定額（確定額）	円
不可の場合の理由	